

洗濯物の処理を行うクリーニング所の施設基準

施設全体	* 居室、台所、便所その他の施設と隔壁等により区画されていること。	条例	
	* 受渡場、洗濯場及び仕上場に区分し、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を及ぼさない程度の広さ及び構造を有し、それぞれの作業以外の用途に供しないこと。 受渡場…洗濯物の受取場及び引渡場 洗濯場…選別場、洗場、乾燥場等	条例	
	* 天井の高さは床から2.1m以上とすること。 天井の高さ…クリーニング所における最も低い部分の天井の高さ	細則	
	* 換気、採光及び照明が十分行える構造設備を有すること。 ・ 受渡場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい。	条例 要領	
	* 業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。 (脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。)	法	
	* 洗濯に使用する溶剤、洗剤、薬品等を完全に収納し、及び適正に保管することができる設備を設けること。	条例	
	* 洗濯物を洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分しておくための設備又は容器を設け、これらは、ねずみ族、昆虫等によって汚染されない構造とすること。	条例	
	* 洗濯物の集配を行う場合は、洗濯物を洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分し、それぞれ別の容器を用いること。	細則	
受渡場	* 洗濯物の受取及び引渡しを行うための台を設けること。	細則	
洗濯場	* 洗場の広さは、9.9㎡以上とすること。(面積は内法面積)	細則	
	* 洗場については、床が、不浸透性材料で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。 不浸透性…コンクリート、タイル等、汚水が浸透しないもの	法	
	* 洗場の床及び床から1m以上の高さまでの側壁は、不浸透性材料を使用した構造とすること。	細則	
	* テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所においては、次の①から⑧の措置を講ずること。 ① 貯蔵場(テトラクロロエチレンを貯蔵する場所)の床には、不浸透性材料を使用すること。	細則	
	② 洗場の床及び貯蔵場の床は必要に応じて耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等の浸透防止処理をすること。		
	③ 洗場及び貯蔵場には、テトラクロロエチレンが洗場及び貯蔵場から漏出することのないよう必要に応じて防液堤、側溝、ためます等を設置すること。		
	④ テトラクロロエチレンを保管する容器は、密閉できる耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。		
	⑤ 貯蔵場が屋内にある場合は、換気のできる冷暗所でテトラクロロエチレンを保管すること。		
	⑥ 貯蔵場が屋外にある場合は、貯蔵場に屋根を設けること。 (屋根を設けることが困難な場合は、テトラクロロエチレンを保管する容器に覆いをする。)		
	⑦ 蒸留残さ物等のテトラクロロエチレンを含む汚染物については、上記①から⑥の規定に準じて適正に保管すること。		
仕上場	* 仕上場の広さは、6.6㎡以上とすること。(面積は内法面積)	細則	
	* 洗濯物の仕上げを行うための専用の台を設けること。	細則	